

ごみの焼却や野焼きの拡大による火災が発生しています！！



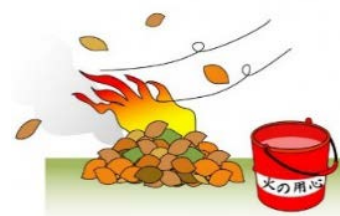
屋外でのごみの焼却行為は禁止されています。

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。

なお、どんど焼き等の地域の行事や農業管理のために行う稲わらや農作物の残さ等の焼却は例外的に認められていますが、その場合でもむやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮するとともに次のことを厳守してください。

その場を離れない！

- 焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。



消火用の水バケツ等を用意する！

- 燃え広がってしまったとき、又は緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して消火ができる準備をする。

天候により中止する！

- 強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので注意してください。

消防署からのお願い！

稲わら・刈り取り後の田んぼの焼却は控えてください！

例年、稲わら・刈り取り後の田んぼの焼却中に燃え広がり、火災となる事案が多発しています。また、焼却中の煙による付近住民による苦情が報告されている他、交通障害も懸念されます。

例外的に焼却行為が認められているものの、こういった事態を踏まえて稲わらはすき込み等で有効活用していただき焼却を自粛していただきますようお願いいたします。